

銀業の目下調査中下り

(警視廳)

(四) 金沢、沼津、業組合の協議

金沢、沼津、業組合、余留職工賃銀増額を要求し、同業組合評議員会、同催方を組合に申込、之れを商部側役員旅行中にて同催行儀、之れ其旅行先代表者ヲ派シ會見ノ結果十一月十九日評議員会ヲ開クコトナリシニ全日ハ遂ニ評議決セズ、二十日再開、高工兩派各主張ヲ固持シテ譲ラズ事態紛糾ヲ来タサトスルニ至リ、警視廳警察署長調停ノ事ヲ執ル今日更ニ評議員会ヲ開催シ、田滿輝ニ依テ決議ヲシテ一先、後着ヲ告

ケタリ

一、発出票時、右半前八時、午後六時迄

二、工料、検査制度ヲ設定シテ甲乙丙ノ三等級

ニ区分スルコト

甲、八田五十米、乙、八田、丙、七田五十米 (従来ノ七田ノ米)

三、箔、枚立、工料、十一圓 (従来十圓ノ米)

出箔、従来より各拾錢値上

四、実行期日、大正九年十二月一日

五、検査方法、実行方法制定起草中、其組合

長ノ指名ニテ一名ヲ選定、草案完成ノ上、更

ニ評議員会ヲ開クコト

六、自製箔、奪價以上ニ賣買スルコト、之ヲ濫賣

ヲ防止シ、他地方、之ヲ奪價以下ニテ販賣セザルコト